

< 参照条文等 >

国民保護法第 102 条第 1 項

都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設（※）」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

北海道国民保護計画第 2 編第 3 章第 1 - 2 - (1)

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、道警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、知事は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築するとともに、これを活用して平素より関連情報の共有に努める。

同第 2 編第 3 章第 1 - 2 - (3)

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

※生活関連等施設の一覧

施設の種類	国民保護法施行令
発電所又は変電所	27 条 1 号
ガス発生設備、ガス精製設備又はガスホルダー	27 条 2 号
水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池	27 条 3 号
鉄道施設又は軌道施設	27 条 4 号
電気通信事業者がその用に供する交換設備	27 条 5 号
国内放送を行う放送局の無線設備	27 条 6 号
水域施設又は係留施設	27 条 7 号
滑走路等、旅客ターミナル施設又は航空保安施設	27 条 8 号
ダム	27 条 9 号
危険物質等の取扱所	
危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）	27 条 10 号、28 条 1 号
毒物劇物取扱施設	27 条 10 号、28 条 2 号
火薬庫、火薬類の製造所	27 条 10 号、28 条 3 号
高圧ガスの製造所、高圧ガスの貯蔵所	27 条 10 号、28 条 4 号
核燃料物質使用施設等、実用原子力発電所	27 条 10 号、28 条 5 号
核原料物質使用施設等	27 条 10 号、28 条 6 号
放射性同位元素の許可届出使用事業者等	27 条 10 号、28 条 7 号
薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所又は医薬品の製造販売の事務所、動物用医薬品の販売業の店舗、動物用医薬品の製造所又は動物用医薬品の製造販売の事務所	27 条 10 号、28 条 8 号
高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	27 条 10 号、28 条 9 号
生物剤及び毒素を取扱う施設	27 条 10 号、28 条 10 号
毒性物質取扱所	27 条 10 号、28 条 11 号